

特定車両停留施設を利用できる車両の 範囲について

- 特定車両の種類は道路法施行規則第1条で定められている。
- 省令で規定する特定車両は、「停留許可が必要」かつ「停留料金を徴収できる」。
- 特定車両停留施設に進入する必要がある車両で、停留料金を徴収することが想定されるものを指定する。

特定車両停留施設への停留ニーズがある車両のうち、事業者が運行するものについては、省令改正により特定車両に追加することとしたい。

特定車両への追加候補

車両の種類	イメージ	法的な位置づけ	事業者が運行	対応しない場合 路上停車のおそれがある
自治体が運行する 無料バス		・自家用車	○	○
道路運送法第78条第2号 に基づく白ナンバー車両 (自家用有償旅客運送)		・道路運送法による自家用有償旅客 運送の用に供する車両	○	○
福祉車両		・介護保険法、障害者総合支援法、 児童福祉法のいずれかによる事業 を営む者が、利用者を送迎するた めに運行する車両	○	○
送迎用バス (旅館、ホテル、結婚式場、 娯楽施設、学校など)		・道路運送法による特定旅客自動車 運送事業の用に供する車両 ・自家用車	○	○
送迎用一般車 (キスアンドライド)		・自家用車	×	○
レンタカー ・カーシェア		・自家用自動車有償貸渡業の用に供 する車両	×	×

- 告示は道路法施行令第三十五条の八に基づき、「特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両」を停留許可を要しない車両として定めるもの。
- 告示で規定する車両は、「停留許可が不要」かつ「停留料金を徴収できない」。
- **特定車両停留施設に進入する必要がある車両で、停留料金を徴収することが適当でないものを指定する。**

以下の車両は停留料金を徴収することが適当でないため、停留許可を要しない車両に指定することとしたい。

車両の種類	イメージ	考え方
道路管理者 パトロール車 ・道路管理者官用車 ・工事用車両	 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持管理や工事に必要な車両であることから、停留料金を徴収することは不適當。 ・施行令第35条の8の「道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持」のために必要な車両に該当する。
災害対策用車両		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に必要な車両であることから、停留料金を徴収することは不適當。 ・施行令第35条の8の「その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両」に該当する。
タクシー(降車)		<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーは降車場所を事前に確定できないことから、事前に許可を得ることが難しい。また、降車に来た場合は新たに乗客を得ることができないため、停留料金を徴収することもなじまない。 ・施行令第35条の8の「その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両」に該当する。
利便施設への 資材搬入車両 ・キッチンカー	 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業の実施に必要な車両であることから、停留料金を徴収することはなじまない。 ・施行令第35条の8の「その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両」に該当する。
災害発生時の臨時バス		<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の要請により鉄道等の交通手段の代替としてバスタ発着のバスを増便する場合など、緊急性や公益性が高い場合は停留許可を要しないものとする。

特定車両停留施設に停留できる車両の種類(対応後)

○前頁までの対応により、特定車両停留施設に停留できる車両を以下の通り位置づける。

	分類	
特定車両 ・停留許可が必要。 ・停留料金を徴収できる。	路線バス	一般乗合旅客自動車運送事業
	貸切バス	一般貸切旅客自動車運送事業
	タクシー	一般乗用旅客自動車運送事業
	トラック	一般貨物自動車運送事業
	自治体が運行する無料バス	
	交通空白地域での福祉、周遊バス	自家用有償旅客運送
	その他の福祉車両	介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法のいずれかによる事業を営む者が、利用者を送迎するために運行する車両
	送迎バス	特定旅客自動車運送事業等
停留許可を要しない車両 ・停留許可が不要。 ・停留料金を徴収できない。	緊急車両	
	道路管理上必要な車両	
	工事用車両	
	災害対策用車両	
	タクシー(降車のみ)	
	PFI事業に必要な車両	

➤ **今回、特にご議論
いただきたい対象**

省令改正

告示発出

道路法 第十節 特定車両停留施設

(車両の種類指定)

第四十八条の三十 道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、国土交通省令で定めるところにより、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定するものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

「**道路法施行規則**」において車両の種類を指定

⇒P6~9

(特定車両停留施設の構造等)

第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

「**特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令**」において技術基準を規定

⇒P10
~12

(利用の制限等の表示)

第四十八条の三十四 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

「**道路標識、区画線及び道路標示に関する命令**」において道路標識を規定

⇒P13

○ 特定車両停留施設に停留できる車両を以下の通り位置づける。

	分類	想定される車両
1	一般乗合旅客自動車運送事業	路線バス
2	一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス
3	一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー
4	特定旅客自動車運送事業	例：企業や学校などの送迎車両 (緑ナンバー)
5	道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う運送事業	例：イベントや鉄道運休に伴う 臨時バスなど
6	自家用有償旅客運送事業	例：交通空白地有償運送 福祉有償車両
7	道路運送法第七十八条第三号の規定による許可を受けて行う運送事業	例：地域の自家用車や 一般ドライバーによる有償運送 (日本版ライドシェア)
8	一般貨物自動車運送事業	トラック
9	第一号から第七号までに掲げるもののほか、旅客の運送の用に供する自動車であって、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するため停留させることが必要と認められるものとして道路管理者が指定するもの	例：運賃を収受しない送迎車両 など(白ナンバー)

【参考】道路運送法の法体系について

(運送契約の形態及び運送に使用される車両に着目した事業区分)

旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車 運送事業 (法 § 3)	一般乗合旅客自動車 運送事業 (法 § 3)	路線定期運行 (省 § 3の3) ・乗合バス (高速含む) ・コミュニティバス 等	P6の号数 との対応
			路線不定期運行 (省 § 3の3) ・コミュニティバス	
			区域運行 (省 § 3の3) ・デマンド型乗合タクシー	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法 § 3) ・観光バス ・スクールバス	(1)	
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法 § 3) ・ハイヤー・タクシー ・福祉タクシー		(2)
				(3)
	特定旅客自動車運送事業 (法 § 3) ・特定の事業所への通勤用等の送迎バス			(4)
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21) ・工事期間中の鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス				(5)
貨物自動車運送事業 (法 § 2)				(8)
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送 (法 § 78)	市町村運営有償運送 (省 § 51)		(6)
		過疎地有償運送 (省 § 51)		
		福祉有償運送 (省 § 51)		
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (自家用車活用事業等) (法 § 78)			(7)
	災害のため緊急を要するときに行う運送 (法 § 78)			⇒告示で対応 7

- 企業・学校・宿泊施設等の送迎車両のうち運送に対する対価を収受しないものや、日本版ライドシェア（いわゆる白ナンバー車両）については、特定車両停留施設における運用面で課題があり、今後、対応を検討する必要がある。

停留ニーズのある白ナンバー車両

- 企業の従業員送迎車両
- 中学校、高校、専門学校、自動車学校等の送迎車両
- 病院等の送迎車両
- 宿泊施設、商業施設、結婚式場等の送迎車両
- シャトルバス・観光バス

これらのうち、運送に対する対価（実費を除く）を収受しない車両については、

道路運送法上、**許可又は登録を要しない**こととされている。

運用面の課題と対応（案）

- ① 停留許可申請にあたり、道路運送法に基づく許可証又は登録証の写しを添付することとするが、**許可証又は登録証がない車両は確認が困難。**
⇒ 許可証又は登録証に替わり、事業主体や運送の目的等を記す資料を添付。記載内容が虚偽でないことを宣言する書面を併せて提示。
- ② 白ナンバー車両のうち、**停留を許可する車両を選ぶ際の線引きが難しい。**
⇒ 各地域のバスタ検討会に、自治体の地域公共交通担当者や関係団体にメンバーとして入っていただき、議論する。
- ③ 外見が一般車両と変わらないため、**許可車両であることを現地で識別することが難しい。**
⇒ 許可車両であることの証明書やステッカーなどを用意する。
又は、ナンバー読み取りなどにより識別。
- ④ 無償で運送している車両については、**停留料金を求めることが難しい**のでは。（実費として利用者に負担を求めることはできるが、利用者の負担が増える）
⇒ 制度上は停留料金なしも可能であるが、地域でよく議論が必要。

<仮に、特定車両として許可しない場合>

⇒ 特定車両停留施設の区域外に、一般の送迎車両等を停留させるためのロータリーを別途設ける必要。

- 構造等基準について、現状はトラック・バス・タクシーの車両分類で規定を設けている。
- 今般追加する特定車両について、新たな分類を設けずに既存の車両分類を適用することとする。

		トラック	バス	タクシー
1 特定車両用 場所	(1) 構造耐力	●	●	●
	(2) 出口及び入口	●	●	●
	(3) 諸設備の配置	●	●	●
	(4) 誘導車路及び操車場所	●	●	●
	(5) 停留場所	●	●	●
2 旅客用場所	(1) 旅客用場所		●	●
	(2) 乗降場		●	●
	(3) 避難設備		●	●
3 その他設備	(1) 排水設備	●	●	●
	(2) 換気設備	●	●	●
4 施設特有の 機能	(1) 交通結節機能の高度化のための構造		●	●
	(2) 災害時対応のための構造及び設備		●	●

自動車ターミナル法の基準を
参考に規定 (R2)

道路構造令等を
参考に規定 (R2)

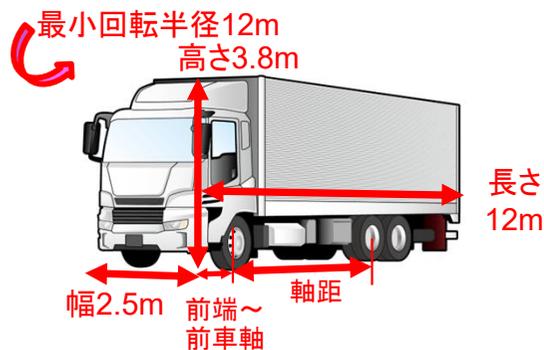
- 今般追加する車両について、設計上の車両分類を以下のように位置づけ。
- (4)(6)(7)(9)については、様々な車両の種類が想定されるため、個別の施設の利用実態やニーズを踏まえ、設計上の車両分類をバス又はタクシーのいずれかから選択できる仕組みとする。

	分類	想定される車両	設計上の車両分類
1	一般乗合旅客自動車運送事業	路線バス	バス
2	一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス	バス
3	一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー	タクシー
4	特定旅客自動車運送事業	例：企業や学校などの送迎車両（緑ナンバー）	バス／タクシー（選択）
5	道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う運送事業	例：イベントや鉄道運休に伴う臨時バスなど	バス
6	自家用有償旅客運送事業	例：交通空白地有償運送福祉有償車両	バス／タクシー（選択）
7	道路運送法第七十八条第三号の規定による許可を受けて行う運送事業	例：地域の自家用車や一般ドライバーによる有償運送（日本版ライドシェア）	バス／タクシー（選択）
8	一般貨物自動車運送事業	トラック	トラック
9	第一号から第七号までに掲げるもののほか、旅客の運送の用に供する自動車であって、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するため停留させることが必要と認められるものとして道路管理者が指定するもの	例：運賃を収受しない送迎車両など（白ナンバー）	バス／タクシー（選択）

設計車両

○下記の諸元の車両が特定車両停留施設を利用することを前提に、構造及び設備の基準を検討する。

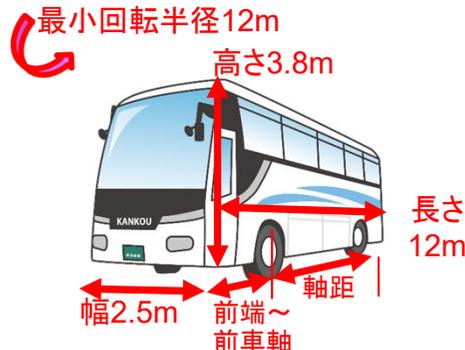
トラック



自動車ターミナル法政令と同様
(≒道路構造令での「普通自動車」)

諸元	値	備考
長さ	12m	
幅	2.5m	
高さ	3.8m	
最小回転半径	12m	
前端～前車軸	2m	道路構造令の「普通自動車」は1.5m
軸距	6.5m	
荷重	245kN (25t)	
視線高さ	1.7m	

バス



自動車ターミナル法政令と同様
(≒道路構造令での「普通自動車」)

諸元	値	備考
長さ	12m	
幅	2.5m	
高さ	3.8m	
最小回転半径	12m	
前端～前車軸	2m	道路構造令の「普通自動車」は1.5m
軸距	6.5m	''
荷重	196kN (20t)	長さ・幅・高さを最大とした際の車両総重量
視線高さ	1.7m	

タクシー



道路構造令での「小型自動車等」

諸元	値	備考
長さ	6m	
幅	2m	
高さ	2.8m	
最小回転半径	7m	
前端～前車軸	1m	
軸距	3.7m	
荷重	30kN (3t)	
視線高さ	1.2m	

一般的技術的基準

当該基準は「一般的技術基準」として定め、基準をそのまま適用することができない場合は、個別に検討する。

- 特定停留車両停留施設の利用の禁止又は制限の対象を明らかにする道路標識について、今般追加する特定車両に対して、既存の標識を活用して利用の制限を表示することを検討。

道路法における規定

第48条の34（利用の制限等の表示）

道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

既存の道路標識様式

バス	タクシー
トラック	組合せ（例.バス・タクシーの場合）

既存標識を活用した場合の設置イメージ

「許可車両専用」の補助標識や、「福祉車両専用」等の案内標識を用いた分かりやすい案内についても検討

